



死亡災害発生情報

- 1 発 生 年 月 日 令和2年11月11日(水) 13時30分
- 2 発 生 場 所 三条市
- 3 事業場の業種 すい道工事業
- 4 現場労働者数 3名
- 5 元請・下請の別 下請
- 6 発 注 者 地方公共団体
- 7 災害の種類 崩壊、倒壊
- 8 死 傷 者 死亡1名 男性 年令64歳 職種 土工 経歴年数 30年
- 9 発 生 状 況

令和2年建設業死亡災害件数
令和2年11月11日現在 7名
令和元年 同日現在 7名

既存のすい道(幅2m、高さ2m、長さ760m)を幅3m、高さ3mに拡幅する工事において、坑口から280mの箇所ですい道建設機械(ブレーカ)を使用して掘削作業をしていた被災者が、当該ブレーカの横で倒れているところを発見され、その後死亡が確認されたもの。

死因は胸部大動脈損傷等による外傷性ショックであることから落石を受けたものと推定される。

掘削箇所周辺の地質は軟岩であった。

当工事においては、「すい道支保工等」の崩落防止措置は講じられておらず、また、ブレーカのヘッドガードは坑内が狭小であることから取り外し使用されていた。

掘削工事を請負う被災者所属事業場では作業員への「すい道等の掘削等特別教育」は実施していたものの「すい道等の掘削等作業主任者」は選任していなかった。

被災者の装備は、保護帽、保護着(バックプロテクター)、安全長靴、電動ファン付き呼吸用保護具が使用されていた。被災者はブレーカの運転資格である車両系建設機械(解体用)運転技能講習は取得していた。

10 コメント

すい道工事においては側壁や天場からの落盤や肌落ちを原因とする災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには次の点に留意が必要です。

- ① 施工前に調査した作業箇所の地質や作業スペースの状況等に応じた作業方法、使用機械設備、作業手順等を定めた作業計画を作成し、選任した作業主任者にこれに基づく作業を管理させること。
- ② 落盤・肌落ちのおそれがある場合は、一定のスパンを掘削した後、すい道支保工やロックボルト・コンクリート吹付け等の措置を講じ、その後次のスパンの掘削を行う。
これによりブレーカの運転席は支保工等を設けた下方にあり、アームの届く範囲で次の掘削を行うこととなる。
- ③ ブレーカの運転席は飛来落下物からの保護のため、その前面には防護網等、上部には堅固なヘッドガードの設置が必要となる。
- ④ 地山の点検者を指名し、掘削箇所及びその周辺の地山について作業開始前に点検を行い、その状況に応じ必要な措置を講ずる。

※ 労働安全衛生規則の改正により、すい道等の掘削等作業主任者の職務内容については、換気方法、呼吸用保護具の選択等の粉じん対策が追加されることとなります。

建災防では、規則改正に対応した追加講習を開催いたしますが、受講案内については、ホームページにて改めてご案内いたします。

